

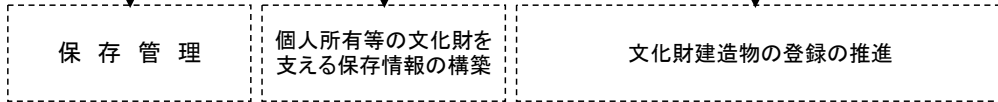
行政事業レビューシート (文部科学省)

予算事業名	文化財の維持管理等の推進		事業開始年度	昭和25年度		作成責任者
担当部局庁	文化庁		担当課室	伝統文化課 美術学室 記念物課 参事官(建造物担当)		伝統文化課長 白間 竜一郎 美術学室長 栗原 祐司 記念物課長 串田 俊巳 参事官(建造物担当) 大和 智
会計区分	一般会計		上位政策	文化財の保存及び活用の充実		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	文化財保護法 第41条、第45条第2項、第48条、第52条第1項、第55条第3項、第98 条第3項、第131条第2項、第156条 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第2条		関係する計画、 通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理:文化財の維持管理、記録保存等に必要なる事務(国有文化財維持管理、管理台帳等作成・整備、褒賞等)を実施する。 ・個人所有等の文化財を支える保存情報の構築:個人が所有する国指定文化財(美術工芸品)の所在等に関する調査・データベース作成及び国指定文化財の個人所有者を対象とした文化財保護法に関する諸手続の手引き製作について調査会社に委託して実施する。 ・文化財保存活用事務処理:文化財保護法において、規定されている事務等や文化財に関する条約の締結による施策を実施する。 ・古美術品の所有者からの輸出申請に対し、国宝、重要文化財、重要美術品等認定物件に該当しない旨の証明書を発行する。 ・調査:文化財等の指定等のための調査を実施する。 ・普及活用:国指定文化財の所有者に対して、国立博物館等の施設での公開について勧告又は承認を行うとともに、出品期間終了後、所有者に出陳給与金を支給する。 ・講習会等:美術工芸品修理技術者や美術刀剣類製作者、文化財建造物の修理技術者や所有者を対象に、より高度な知識・技術の取得を目的とした講習会を実施する。 ・補助金事務費:補助事業実施に関する調査・指導を実施する。 ・文化財建造物の登録の促進:適切な調査、普及啓発活動等を実施して、登録有形文化財(建造物)の登録推進を図る。 					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・旧江戸城清水門・田安門の環境保全、文化財管理台帳の整備、褒賞事務(日本伝統工芸展等で優品を選定)等を実施。 ・国指定文化財の個人所有者(835件) ・輸出鑑査証明交付件数(2,396件)、証明文化財数(7,260件) ・一般調査(国宝・重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、重要無形文化財、重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財の指定調査、文化財保存技術の選定調査)及び文化財保存上緊急を要する特別調査を実施。 ・国宝・重要文化財の文化財保護法に基づく文化庁長官の勧告・承認出品件数(619件) ・講習会4件開催 ・9県31事業の補助金実態調査を実施。 ・登録文化財建造物の登録件数(485件) 					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	43	83	80	70	70
	執行額	31	80	86		
	執行率	72.1%	96.4%	107.5%		
	総事業費(執行ベース)	31	80	86		
自己点検	支出先・ 用途の把握 水準・ 状況	委託事業に関して、用途、支出の把握については、提出された報告書や成果物にて検査・確認している。また、必要に応じて申請者に対する現地調査を実施したり、実績報告書のみでは確認が不十分な場合に契約関係書類を個別に提出させる等により、申請者における支出先・用途の把握を万全のものとしている。				
	見直しの 余地	委託事業は成果報告書、事業実績報告書のとりまとめ、検証を通じて文化財を支える保存情報の構築に資するよう、更なる成果普及に努めてゆく。				
予算 監 ム 視 の ・ 効 率 化	<p>1. 事業評価の観点:この事業は、文化財の維持管理、記録保存、文化財指定のための調査及び講習会など文化庁が文化財の維持管理を推進する上で必要な経費であり、事務的経費の効率化の観点から検証する。</p> <p>2. 所見:この事業は、所掌する行政事務を推進するために必要な経費であるが、納税者の視点に立って、引き続き効率化に努め、予算を縮減すべきである。</p>					
補 記	<p>※予算の状況欄のうち、19年度は文化財の保存活用等の予算・決算額を記載。</p> <p>※21年度の執行に当たっては、他の事業から一部経費を流用し執行。</p>					

文化庁
86百万円

非常勤調査員手当	1百万円	} を含む
諸謝金	2百万円	
国宝重要文化財出陳給与金	1.1百万円	
職員旅費	1.2百万円	
外国旅費	2百万円	
委員等旅費	5百万円	
庁費	3.7百万円	

(庁費は雑役務費・消耗品費等であり、1件百万円以上のものはない)



文化財の維持管理、記録保存等に必要な事務(国有文化財維持管理、管理台帳等作成・整備、褒賞等)を実施する。

個人が所有する国指定文化財(美術工芸品)の所在等に関する調査・データベース作成及び国指定文化財の個人所有者を対象とした文化財保護法に関する諸手続の手引き製作について調査会社に委託して実

適切な調査、普及啓発活動等を実施し、登録有形文化財(建造物)の登録推進を図る。

【公募・請負】

【公募・委託】

【随意契約】

【随意契約】

A
(独)国立文化財機構
東京国立博物館
2百万円

B
(株)丹青研究所
8百万円

C
民間会社 全4機関
5百万円

D
(株)三響社
1百万円

文化庁所有文化財の保管及び調査室の賃貸借。

国指定文化財の個人所有者を対象としたアンケート調査に基づくデータベース構築、手引きの作成。

登録有形文化財(建造物)の登録プレートを作成。

「国宝・重要文化財建造物指定目録」の印刷製本を行う

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。使途
 と費目の双方で
 実情が分かるよ
 うに記載)

A.(独)国立文化財機構東京国立博物館			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借損料	保管、調査室賃貸借	2			
計		2	計		0
B.(株)丹青研究所			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	調査研究員費	6			
その他	消耗品費、通信運搬費、雑役務費	1			
一般管理費		1			
計		8	計		0
C.(株)コトブキ			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務	登録有形文化財(建造物)登録プレートの作成	2			
計		2	計		0
D.(株)三響社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷製本費	「国宝・重要文化財建造物指定目録」の印刷製本	1			
計		1	計		0

「複数支出先ブロック」の支出先一覧(上位10機関)」

C. 文化財建造物の登録の推進

	支出先	支出額(百万円)
1	(株)コトブキ	2
2	(株)コトブキ	1
3	(株)コトブキ	1
4	(株)コトブキ	1
5		
6		
7		
8		
9		
10		
合計		5